

● 2003年6月定例会一般質問

高木質問

民主党の高木真理と申します。質問させていただきます。

そして、質問の前に一言申し上げさせていただきます。

このたび、はじめて市民の負託を受け、市政に参画することとなりました。民との約束を忘れず精一杯努力してまいりますので、執行部の皆様、議員諸先輩、ぜひ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

それでは質問に入ります。

1 地域の声を反映させる仕組みとしての区民会議の見直しについてです。

私は、選挙期間を通じ、合併してからのさいたま市は、市民の声が届きにくくなってしまっている、この現状を何とか変えなくてはならないということを訴え、そうだと頑張れとの声をたくさんいただきました。さいたま市では、合併、政令市移行と、矢継ぎ早にさまざまな制度変更が行われていますが、市民の立場からすれば、どんどん変わっていってしまうけれど、自分たちの意見はなかなか届かないという閉塞感が強いのだと痛感した次第です。

しかし、この閉塞感は期待でもあると私は思っています。もっとさいたま市をつくることに参加したいという市民の思いだと思うのです。実際に105万の住民が意見を交換したり市政に参加するのは難しいことですが、だからこそ工夫が必要なのだと思います。

さて、私は、市民参加、市民参画を進めていく手法には、さまざまな方法があると思っておりますが、これから立ち上がる区民会議には大変大きな期待を寄せています。まだ、第1回がこれからであります。準備が進んでいるようですので、1) コミュニティ会議、2) 区民会議、それぞれにつき質問させていただきます。

1) コミュニティ会議について。

私は、区民会議に並んで、コミュニティ会議も大変意義深いものだと思っておりますが、残念ながら市民の認知度は低く、まだ実態もあいまいなようです。各区の取組みにおいても、区民会議に代表が送れるというだけというとらえ方の要素が強く、もったいないと感じています。

そこで5点質問いたします。

(1) 市民のコミュニティ会議認知度をどれぐらいだととらえていますか。今回、市報、ホームページとも、区民会議の説明はあってもコミュニティ会議の説明は見当たりませんでした。大多数の市民が知らぬままのコミュニティ会議では意味がないと思いますが、いかがでしょうか。これから認知度アップを図ろうとなさるのかもあわせてお答えください。

(2) 9区それぞれのコミュニティ会議準備状況を教えてください。

A 呼びかけ方法、B 現在の登録団体数、C 会議としての立ち上げ状況、以上3点につき区ごとをお願いします。

(3) コミュニティ会議は、会議ではないのか。

(2)のお答えを伺うとわかりやすいと思いますが、今回、私が各区に聞いたところによれば、コミュニティ会議とは、区民会議の参加希望団体を登録しておく名簿であると考えている区も幾つかありました。よって、メンバーが集まって協議をする、会議は開かないとのことで、大変驚きました。

私は、いまごろはコミュニティ会議が各区で立ち上がり、区民会議にだれを代表で送ろうかと、第1回会合が持たれているのであろうと思っておりましたが、違いました。コミュニティ会議は会議ではないという解釈は正しいのでしょうか。

(4) 各区の特色か、ばらつきか。

やはり(2)の答えで明らかなように、各区でコミュニティ会議はまったく別物になっています。これぞ分権、特色が出ていてよいと私も思う部分もありますが、正直、質、クオリティーのばらつきを感じる側面もあります。区に分権したものに本庁としては口を挟まないという立場から、このまま放置するのか、ある程度のレベルの統一を図ろうとするのか、本庁としての対応をお聞かせください。

(5) これから区民が変えようと思えば変えられるのか。

どうも聞いていくと、各区のコミュニティ会議は、この4月にその区のコミュニティ課に配属された担当者がどう考えたか、その1点で区ごとに制度が決まってしまったようです。区によっては、形式を変えてほしいとの要望が出るケースもあると思いますが、

という手続きを経れば変えることができるのでしょうか。

2) 次に、区民会議について伺います。5点伺います。

(1) なぜ20名なのでしょう。公募はわずか5名、全体でも20名の会議では関心ある市民でも、自分は参加できないとあきらめてしまう人数の少なさと思います。

市では、区民会議を公聴機能と割り切っているのですから、もっと参加人数をふやす形は検討できないでしょうか。参加者は、会議の様子を周囲に伝えることで、重要な市政のメッセンジャーにもなると思われ、人数が多いことはメリットが多いと思いますが見解を伺います。

(2) 開催場所の工夫。

小泉内閣のタウンミーティングではありませんが、開催場所を区役所に限定せず、各地の公民館を回るなど参加しやすい状況、関心が高まる状況をつくっていくことが大変有効であると思いますが、いかがでしょうか。

(3) 見直しのスケジュールは。

期待が大きいだけに、もっとよくしたいと望んでしまう区民会議です。まだ始まっていないのに大変恐縮ですが、見直しがあるとすれば、実施後どのくらいの期間を経て行う予定でしょうか。その時期にあわせて広く市民の意見を聞く必要があると思うのでお聞かせください。

(4) 会議録内容伝達の工夫。

せっかくの区民会議の内容が、各区の情報コーナーに会議録があるのみでは、閲覧者が少なく、大変もったいないと思います。区民が興味を持てる新聞のような形にして、印刷物を発行する必要があると思いますが、いかがでしょうか。また、区ごとに予算をやりくりすれば作成は可能なのでしょうか。

(5) 小学校教育で学ぶ項目に入れてはどうか。

これから区民会議は、さいたま市民の誇りになっていくと私は思います。郷土のことを学ぶ小学校3年次の学習に区民会議を取り入れてはどうかと思いますが、いかがでし

ようか。

次に、第2番目の項目でありますNPO支援策について伺います。

これから私たち市民生活にとって、NPOの存在は大変大きなものになっていくと私は考えています。その重要性は、これまでも議会の中で、多々議論がなされているところなので省略をいたしますが、では、実際に、さいたま市におけるNPO支援がどのくらい進んでいるかという、課題は大きいようです。3点伺います。

1) 過去の答弁によれば、市民活動サポートセンターの設置は、総合振興計画の基本計画、実施計画の中で検討とのことですが、それを待ってからソフトもハードも考えるのでは遅いと思います。

前倒しはないのでしょうか。

2) 私は、NPO支援に補助金、業務委託などが有効だと考えておりますが、これについても過去に先輩議員の質問がありました。その答弁の中で、今後の検討結果で一定の方向が示された段階で、検討なされるべき課題とありました。この答弁から2年弱が経過していますが、この間に具体的にどんな検討が、どこまで進みましたでしょうか、お答えください。

3) NPOとの協働と言っても、まだ、NPOを肌で実感できない職員も多くいらっしゃるかと思います。進めていくには、NPOと行政が互いに知る機会が必要と考えます。以下を実施してはどうかと思いますが、御見解はいかがでしょうか。

A NPOを知るためのNPOによる職員研修、B NPOを知る人材の養成に配慮した人事配置、キャリアアップシステム、C NPOと行政の協働を考えるシンポジウムの開催、以上につき伺います。

第3番目の項目に移ります。

本市の人口増加に備えた基盤整備とまちづくりについて。

本市は、2020年に人口120万人と予測するなど、今後も増加が見込まれています。私自身、実際に北区で暮らしていても、マンションがどんどんと建設され、大型のものでは一気にその地区の人口がふえるのを目の当たりにいたします。

これには、活気を感じるとともに、しっかりと将来を見すえた対応と計画がないと大変なことになると不安を感じることも少なくありません。そこで、さまざまな対策が必要かと思いますが、今回は2件に絞って伺います。

1) 学校は、パンクしないか。

過大規模校の解消問題は、毎回議会でも取り上げられているところですが、常々回答は、「大規模校教育環境整備推進検討会議で検討中です。しかし、用地確保が難しくなかなか結論にいたっておりません。」といった内容です。しっかり御検討いただいていると思いますが、この内容だけでは具体的なめどがつかめず、不安を覚えます。保有教室数と現在の学級数を比べると余裕がほとんどない学校も多く、人口増加を見込むとき、いつまでも土地がないではすまされないと感じます。

(1) いついつまでに用地が確保できない場合には分離新設をあきらめて校舎の増改築に踏み切るなどの、具体的タイムスケジュールは存在しているのでしょうか。

(2) 校舎と校庭の広大な敷地の確保が無理でも、校舎の改築で教室数を確保し、狭くて困る校庭についてのみ、別途、近くに校庭分だけの敷地を確保する、そして、授業で使わないときには、そのグラウンドを市民開放するなどの案もあると思うのですが、検討されたことはあるのでしょうか。

(3) これは派生的な質問でありますけれども、過大規模校などでは、過大規模であるという問題のほかに、教室数の不足から少人数指導が難しいというケースもあるかと思えます。いっそ建て替えて、一気に総合的に対策し、少人数指導、少人数学級に対応した教室数に増築するという案もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

2)に移ります。

2) 高層マンショントラブルにも対応できる用途地域の周知徹底について伺います。

今後も大型マンションの建設が続くさいたま市においては、静かな住宅街に突如高層マンションが建つことになり、住民がショックを受け、反対運動で消耗するというケースが続発すると予想されます。しかし、実際は、建築基準法を満たしていれば、反対をしても建ってしまうものでもあります。

私は、まず、このトラブルの解消の一步として、市民が、自分の住む地区にはどんな大きさの建物が建つ、どういう地域なのか、つまり用途地域をよくよく知ることが重要だと考えます。

いま現在は、不動産の取得や賃貸物件の契約の際の説明事項に入っているとはいえ、周知が十分ではなく、まして長年その土地に住んでいる人には、用途地域を知らないまま暮らしている人が圧倒的に多いと思われます。

そこで質問です。新しく住民票を登録する人に、その地区の用途地域の説明の書いた紙と一緒に渡すなどの方法で、用途地域の説明を強化してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。また、既に住民票がある市民にも、用途地域の周知徹底をする必要があると思いますが、その方法などにつき検討はされているのか伺います。

用途地域をよく知れば、高層マンションが建たないような地区計画をつくろうなど、積極的なまちづくりへの循環も生まれてくると思います。まず知ることが第一歩だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手起こる）

## ○回答

---

○臼杵信裕教育長 3 本市の人口増加に伴う基盤整備とまちづくりについての中で、過大規模校についての御質問がございましたので、お答えいたします。

まず、1点目のスケジュールについてですが、過大規模校解消に有効な土地の有無、また、用地買収や学区変更による交渉及び地元関係者の理解、さらに膨大な財源を必要とすることなどから、公にスケジュールをつくることには困難がございます。

行政内部において、関係部局とのコンセンサスを得たうえで、計画上事業の履行実施の可能性が出た時点では、可能というふうには考えております。

それから、2点目と3点目の校庭分だけの用地確保、それから増改築などで少人数指導等に必要な教室の確保、これについてまとめてお答えいたします。

御指摘のとおり、最も大事なことは、児童の学習活動に支障がでないようにすること

でありますので、さいたま市になりましてから、過大規模校には教員を他校より多く配置するなど、人的、指導的支援を講じてまいりました。また、平成 13 年度には、学区の変更増築、それから平成 14 年度には、増改築など 2 校の小学校に対策を講じてまいりました。

校地の有効活用を図るためには、重層体育館の建設等も実施しておりますが、今後、御提案の件も含めまして、過大規模校の環境整備対策につきましては、大規模校教育環境整備推進検討会議の中で検討してまいりたいと考えております。

---

○小宮義夫理事 御質問の 1 地域の声を反映させる仕組みとしての区民会議の見直しについてお答えいたします。

各項目に分けての御質問でございます。また、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

なお、順不同になりますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

区民会議は、市民参画のステージとして、市民と行政の協働による特色ある区行政運営を目指す地方自治の先駆的な取り組みとして、市としましても、新たな市民ニーズの確立に向けた第一歩と位置づけたところでございます。

御質問のコミュニティ会議の市民への認識度についてでございますが、大変難しい問題でございますが、コミュニティ会議につきましては、リーフレットを作成したり、また、公民館などの公共施設にパンフレットを配置し、また、各種団体に広く呼びかけるなど、各区独自の方法で広報を行い、その周知を図っており、また、今後につきましても、皆様方の御意見を賜りながら、その周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、コミュニティ会議の 9 区ごとの準備状況について及びコミュニティ会議は会議ではないのかとの御質問でございますが、コミュニティ会議は、地域的な問題解決のための実践的な自主組織ととらえ、区内において広くまちづくりを行う団体をコミュニティ会議と位置づけ、区長の認定を受けた団体を言います。

また、区ごとの準備状況でございますが、いま、区ごとそれぞれ作業中で細かい数字はちょっと把握しておりませんので、全体的な数字で申し上げますが、いま現在の認定件数は全体で 77 団体となっております。この中には、数 10 団体認定された区もあれば、まだ認定のない区もございます。また、それぞれ各区においても、いま引き続き登録団

体の取組みとその認定作業を行っておるところでございます。

次に、担当者の熟度にばらつきがあるのではないかと御質問でございますが、区民会議を設立するにあたり、市では、そのあり方についての、まちづくりの団体と行政とは協働して住みよいまちづくりを実施すると、そういう基本方針を定めており、コミュニティ会議につきましても、いま申し上げましたとおり、区内において広くまちづくりを行う団体で、住民が主体となり、活動テーマを実現するための自主的に設立したものであると基本的な考え方には違いがないものと考えております。

したがって、御指摘の区ごとの特色につきましては、今後の区民会議の中で協議がなされていくものと考えております。

次に、コミュニティ会議は、区の担当者はどう考えたかでそのあり方が決まるのではないかと、こういう御質問でございますが、区民会議の設立に当たっては、今日まで本庁のコミュニティ課はもとより、各区の直接作業をする担当者を含めたコミュニティ課長会議を月2度程度開催し、協議あるいは検討し、その基本的な考え方に基づき指針を作成し、さいたま市としてのその意思統一を図ってきたところでございます。

今後とも、区内において広くまちづくりを行う団体であれば、認定手続きを得て認定されることとなりますので、幅広い団体がコミュニティ会議として登録いただきますことを期待しているところでございます。

次に、区民会議につきましてお答えいたします。

区民会議につきましては、広く区民の意見を反映し、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを行うため、7月の発足をめどに、現在、基本方針に基づき、組織作り及び会議運営等の準備を進めている状況でございます。御質問の区民会議の委員の数でございますが、公募委員のほかは、区自治体連合会やPTA連合会など10団体の代表、またその推薦者及びコミュニティ会議からの代表が選出されることになり、その代表者をおして、多くの団体構成員の皆さんの意見が反映できるものと考えております。

また、会議の運営等に行う数として適当と考えるのが20名程度としたものでございます。また、区民会議に対する区民の関心を高めるために、その開催場所の工夫、あるいは今後の見直しのスケジュール、またはコーディネーター等につきましては、大変貴重な御提案をいただきましたが、現在、組織づくり及び会議運営の準備を進めている段階であるとともに、設置要綱や事務取扱要綱など作成しており、その中で対応できるものと考えております。

また、会議の内容につきましては、情報コーナーだけではなく、毎月発行する広報紙の中に区民版というものを設け、その中で情報を提供していきたいと考えております。

また、小学校教育での学習のとり入れにつきましては、区民会議をはじめ、郷土としてのさいたま市の特色について、ぜひ学んでもらいたいと考えておりますが、学校で扱うべき学習内容との関連もございますので、関係部局と連携をとりながら研究してまいりたいと考えております。

続きまして、2のNPOの支援策についてお答えいたします。

まず、市民活動サポートセンターの設置につきましては、現在、策定中の総合振興計画の基本計画、実施計画の中で検討してまいりますし、また、公共施設の公平性や効率性の観点から、さきに示されました公共施設適正配置方針の中で、ボランティアやNPOなど、市民の多様な活動を支援し、その活性化を図るための拠点機能として整備するものとし、他施設との複合化や既存施設の有効活用、市民との連携による管理運営などについて検討することとなっており、これらをもとにさらに検討してまいりたいと考えております。

次に、NPOの支援についてでございますが、具体的な支援策といたしましては、政令指定都市移行に伴い、各区にNPO団体との窓口といたしまして、ボランティア、NPOの活動を支援する所管としてコミュニティ課を設置し、情報、機材や会議室としての場所の提供のほか、NPO団体の主催する行事等の名義後援に努めるとともに、さらに、その総合調整窓口として、本庁部分にコミュニティ課を設置し、市民への情報提供に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、NPOの団体の業務委託につきましても、IT講習や、現在さいたま市シニアユニバーシティの業務についてお願いをしておるところでございます。NPO法により17の活動分野が特定されておりますので、その範囲において、実施機関で今後とも活用してまいりたいと考えております。

次に、NPOと行政がお互いを知る機会として、幾つかの御提案をいただきましたが、市といたしましても、有効な支援を行っていくためには、行政がNPOを正しく認識し、より密接な関係を築く必要があると認識しており、NPOによる研修会への職員参加など、職員の育成、キャリアアップに努めてまいるところでございます。また、情報交換、相互理解の場として、シンポジウム等の開催も有効な手段であると考えております。

現在の多様化している市民ニーズ、問題に対応していくためには、行政による市民サ

ービスだけではなく、NPOの民間活力を導入していくことがまちづくり市民、生活を支えていくうえでますます重要なものになってきていると認識しております。

NPO活動に対し、一層支援を進めていくための施策については、今後とも先進都市の例などを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

---

○浅子進都市局長 3の用途地域に関してお答えいたします。

用途地域の周知につきましては、平成4年に用途地域を12種類に細分化する都市計画法の改定がございまして、新しい用途地域の周知期間として、3年間の経過措置があり、平成7年度に市内全域の用途地域見直しを実施し、その際に説明会及び広報等を全市的に繰り返し行い、周知した経緯がございます。今後とも、窓口相談や用途地域等を掲載した都市計画図の頒布、都市計画の冊子作成やパンフレットの配布等により、さらなる市民への啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、インターネットによる都市計画情報の公開も実施しており、現在情報更新中のため、7月1日から用途地域を地図検索できるホームページを再開する予定でございます。

いずれにいたしましても、できるだけ御自分の住むまちを、用途地域を含めて、地理的にも歴史的にも御興味を持っていただき、住みよいまちを意識的につくっていただけたらと思っております。